

岩手県告示第306号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）による指定を受けた指定介護機関が次のとおり事業を廃止した。

令和3年4月13日

岩手県知事 達 増 拓 也

居宅介護支援計画の作成

居宅介護事業者		居宅介護事業所		廃止年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
有限会社トータルりはびり	滝沢市菓子180番地3	りはびり学校いわて在宅支援センター	滝沢市菓子180番地3	令和2年2月1日